

平成30年度 優駿日高道!! オールひだか魅力発信キャンペーン事業委託業務に係る
公募型プロポーザルの実施について

1 事業の概要

(1) 業務名

平成30年度 優駿日高道!! オールひだか魅力発信キャンペーン事業委託業務

(2) 業務の目的

平成30年4月21日に高規格幹線道路日高自動車道の「日高門別IC～日高厚賀IC」間が開通したことからアクセス向上等をPRし、道央圏等から日高管内への誘客を促進するとともに、旅行者の「管内周遊」及び「ひだか地域での消費」を促進し、交流人口を増加することを目的に実施する。

(3) 業務の内容

日高自動車道の「日高厚賀IC」開通後の日高地域への誘客促進・管内周遊促進を図り、継続的に地域の魅力を発信する事業の企画・運営

2 事業の実施主体

優駿日高道!! オールひだか魅力発信キャンペーン町実行委員会
会長 日高町長 大鷹 千秋

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 税を滞納している者でないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

平成30年5月14日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

ウ 提出場所

〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1

日高町企画財政課まちづくり・広報統計グループ 担当：森谷

電話：01456-2-6181 FAX01456-2-5615

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 上記3の参加資格を有すると認める者には、別紙「仕様書」に基づいて、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

ア 提出期限 平成30年5月23日(水)午後5時(必着)

イ 提出場所 上記4(1)ウに同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

6 提案の無効

上記3に規定する必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 選定方法

プロポーザル審査会を開催し、企画提案書等の内容についてヒアリングを実施して評価し、最良の提案をした者を選定する。プロポーザル審査会の日時、場所は別途通知する。

8 業務の委託

(1) 上記7で選定した最良の提案をした者と委託契約手続を行う。

(2) 業務の委託期間は、契約締結の日から平成31年2月28日(木)までとする。

(3) 業務委託料の上限は6,980千円とする。

(4) 委託料の前金払、部分払は行わない。

(5) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は、優駿日高道!! オールひだか魅力発信キャンペーン町実行委員会に帰属する。(それら制作物の使用権を譲渡すること。事業の実施主体による自由な加工・二次使用ができることを要件とする。)

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 本事業は、日高管内の官民37団体が連携した優駿日高道!! オールひだか魅力発信協議会(事務局:日高振興局)の取組の中で実施するもので、契約者の審査・選定は、前記協議会の代表メンバーを含めた選考委員会により実施する。

(3) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプロポーザル審査会に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 選定結果については、選定後速やかに参加者全員に文書で通知する。

10 問い合わせ先

〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1

日高町企画財政課まちづくり・広報統計グループ 担当:森谷

電話:01456-2-6181 FAX01456-2-5615

e-mail: moriya.tomoka@town.hidaka.hokkaido.jp

問い合わせについては、別添の質問書を上記担当に提出願います。